

伝統的なまちなみの創出方法と修景指針に関する研究

-長崎市と金沢市を通して-

丸山一寿*・安武敦子**

Study on creation method of traditional townscape and guidance for scenery -Case study of Nagasaki City and Kanazawa City-

by

Kazuhisa MARUYAMA* and Atsuko YASUTAKE**

We clarify the actual condition of landscape control in the Machiya-landscape district in Nagasaki City and Kanazawa City and the effect of spontaneous landscape-activities by citizens. In addition, we categorize the exterior designs and consider how to deal with the subsidy system and the scenic standards. As a result, landscape control did not proceed well, but spontaneous autonomous landscape-activities were also seen, and it turned out that they are trying to improve the atmosphere of the town. There are many parts of the building's exterior on spontaneous landscape-activities, and it is necessary to prepare a subsidy system that can fully restore the building for preservation of traditional Machiya-landscape.

Key words : *landscape control, Nagasaki, Kanazawa, Machiya,*

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

近年、文化遺産の世界遺産登録などが活発化し、地方都市における歴史的または伝統的なまちなみの保存・再生・活用に対する人々の関心と行政の動きがますます高まっている。1975年に制定された伝統的建造物群保存地区の指定や都市景観条例に代表される景観コントロールの手法は、最終的に2005年に制定された「景観法」という形に収斂された^{文1)}。

現在、景観法を根拠に、「景観まちづくり」^{注1)}が全国各地で行われている。「景観まちづくり」は二つの捉え方があり、雑然とした街路景観に対して、不要な看板を外す、電線類を整理する、建物の外観を整える、などの修景活動のような、「景観をよくすることを目的としたまちづくり」(目的としての景観)と、衰退した商店街がその再生を目的として、まずは景観整備を行うなど、何かの目的のために「景観形成を手段とするまちづくり」(手段としての景観)である^{文2)}。

また、「景観まちづくり」を踏まえ、伝統的なまちなみを活かすまちづくりを行う際に、2008年に制定された、「歴史まちづくり法」^{文3)}を根拠として行うことができる。ここでは、新たに「歴史的風致^{注2)}」という概念

が導入され、まち全体が長年保全してきた文化的行事の背景として美しい歴史的まちなみが存在すべきであるという考え方が明確に打ち出されたのである。

よって、伝統的なまちなみの保存・再生・活用するために行うには、「目的としての景観」と「手段としての景観」の両方を踏まえ、かつ、個性あるまちづくりでなければならない。本研究は、景観コントロール(目的としての景観)がどの程度機能しているか、また、民間の自主的な修景活動(手段としての景観)と合わさってどのような効果が表れているのかを明らかにする。そして、伝統的なまちなみの創出方法を考察し、地区に有効な修景指針を見出すことを目的とする。

1.2 研究の位置付けと研究方法

本研究に関連する既往の研究を分類すると、景観形成基準に着目した研究^{文4)}、歴史的まちなみ再生の方法論示した研究^{文1)}、自治体自主制度による修景実態示した研究^{文5)}、の3つが挙げられる。

景観形成基準に着目した研究では、景観形成基準の規定内容について言語的な分析を行い、基準文の明示性・抽象性を明らかにしており、基準の内容が抽象的なものが多い場合は、ばらつきが大きく、全体として

平成30年12月20日受理

* 工学研究科 (Division of ***)

** システム科学部門 (Division of ****)

有効に運用されているとは言えないと考察している。

歴史的まちなみ再生の方法論示した研究では、特徴的景観要素の集積を示したまとまり分布グラフを描くことにより、景観構造の視覚化を行い、まちなみ助成制度の修景効果の検証することができ、都市構造の把握や用途地域などの法制度による住宅形式の変化を読み取ることができると考察している。

自治体自主制度による修景実態示した研究では、外観意匠の類型化を行った上で、まちなみ助成制度の活用、修景基準への対応、伝建物の意匠との対応関係を明らかにすることで、建物別に修景方法を考えることができることを指摘している。

以上のことを踏まえ、本研究の対象は、歴史的な風土やまちなみが数多く存在し、景観コントロールを行っている長崎市の中でも、町家等の伝統的な景観が見られ、長崎市の景観形成重点地区にも指定されている中島川・寺町周辺地区とした。また、全国初の景観条例を制定し、伝統的な景観において先駆的な金沢市において、町屋再生活用事業区域内であり、中島川・寺町周辺地区と同じような助成率(2章に示す)かつ、商店街地区である金沢駅前別院通り商店街地区選定した。そこでまず、両市の景観形成基準を分析、比較し、また、まちなみ助成制度の修景効果の検証を行った。次に、2018年9月27日の金沢駅前別院通り商店街地区、2018年11月12日の長崎市中島川・寺町周辺地区の現地調査を通して、助成制度により修景された建物(助成建物)と自主的に修景したと推測される建物(自主建物)を確認した。また、町家等の外観性質をもつ建築物の外観意匠を類型化し、助成制度や修景基準への対応など考察した。この結果から、まちなみの創出や修景の課題を明らかにする。

2. 景観コントロール地区の取り組み

2.1 景観コントロールの概略

西村⁶⁾氏によると、「ヨーロッパの都市を訪れるとその整った町並みに魅了される。こうした町並みは、その成立にあたっては建築技術や構法の時代的制約や共通性によって、おのずと調和が生み出されてきたものの、その維持保全にあたっては、周到な計画規制が準備され、特定の意志を持ってその形態が誘導されてきた。このように、都市における街路空間のあり方に関して、ひとつの共通認識・規範が存在し、それを遵守することが共通の利益にかなうという社会通念が形成されている。」と景観コントロールについて持論を述べている。景観コントロールによって、都市の総合的な価値指標として景観の美しさが存在しており、日本で

は、良好な景観の形成を促進するため、景観法が制定された。国民の生活やわが国の経済活動等を支える社会資本整備は、量的には一定の充足を見たが、一方で、より質の高い生活空間を求める声が強くなっており、地域の個性や潤いのある生活環境と密接に関わる景観をよりよくしたいという気運が高まっている。ゆえに、今日では、各自治体や地域社会で景観啓発活動が活発的に行われているのである。

2.2 長崎市の取り組み

(1)長崎市景観計画⁷⁾

長崎市景観計画では、長崎市全域を景観計画区域の対象としているが、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定しており、それぞれの地区の特徴を活かした景観づくりを推進している。中島川・寺町周辺地区は、その地域の歴史性を保全するため、景観形成重点地区に指定されている。

(2)まちぶらプロジェクト⁸⁾

現在、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松ヶ枝周辺の整備、さらに県庁移転、市役所移転など、まちの形が大きく変わっている。このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部(まちなか)を陸の玄関と海の玄関を上手に連携させながら、賑わいの再生を図ることがこのプロジェクトである。アミュプラザ、グラバー園、眼鏡橋など各観光地に点在している人々の流れを、その通過点である“まちなか”に誘導し、その魅力を味わってもらいたい意図がある。新大工から浜町を経て大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備をソフト施策と併せて進めている。特に、中島川・寺町周辺地区では、町家修景助成制度を活用した建物づくりや電柱地中化による景観阻害要素の排除などを行っており、3章、4章で後述する。

2.3 金沢市の取り組み

(1)金沢市景観計画⁹⁾

金沢市景観計画でも金沢市全域を景観計画区域としており、①景観法を活用する指定区域と②市独自条例に基づく指定区域を指定し、その中でも細かく計画地域を指定している^{注3)}。これは、金沢特有の「地形」と城下町の都市構造や各地区に刻まれた「歴史」の積み重ねの上に、様々な「土地利用」が展開されている金沢の風格と魅力を兼ね備えた景観形成のため、こうした重層性のある景観区域指定を行っているものである。

(2) 金澤町家再生活用事業^{文10)}

金沢は、城下町としての歩みを続ける中で、幸いにも大きな震災や戦火に遭うことがなかったために、藩政期以来のたたずまいを今でも残している。特に、伝統的な建築物である金澤町家^{注4)}は、このような歴史を感じさせてくれるとともに、まちのにぎわいや金沢らしい魅力を醸し出す大切な景観要素となっている。

この制度は、外観の修復や内部の改修により、こうした金澤町家の積極的な再生と活用を目指すものである。伝統的な外観を回復するための修復や復元、柱、梁、基礎などの主要構造部の修繕及び補強や内部改修などの取り組みを支援している。

2.4 長崎市と金沢市の景観計画の比較^{注5)}

今回の対象地にかかる景観計画の規制内容を整理すると、長崎市景観計画では、中島川・寺町周辺地区を4つのエリアと3つの通りの計7つのゾーンに分け景観規制を行っており、規制項目を分類すると表1のようになる。基準の記述では、「道路に面する和風建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を行う」という規定が各エリアにおいて見られた。一方、金沢市景観計画の伝統的街並み区域においては、表2のように建物ごとに以下の4つの基準を設け、そのなかでさらに項目をつくり規制している。総じて、長崎市では、項目数や文面も少なく漠然とした景観規制であるのに対し、金沢市では、文面も各項目で細かい規定があり、例えば外壁に関する規定を見ると、「素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める」、「経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める」、「金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める」、「色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする」、「複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする」と明記しており、既存のコンテクストを読み解いた調和を求める景観規制になっている。

表1 長崎市中島川・寺町周辺地区の景観規制項目

	7つのゾーン 全てに共通する項目	7つのゾーン 個別の項目
高さ	—	○
形態・意匠	○	○
色彩	○	—
敷地の緑化	○	—

表2 金沢市伝統的街並み区域の景観規制項目

	低層 建築物	中層 建築物	工作物	土地の性質 ・その他
高さ	○	○	○	—
配置	○	○	○	—
形態・意匠	○	○	○	—
色彩	○	○	○	—
屋外設備等	○	○	—	—
緑・用水等	○	○	—	○
駐車スペース ・駐車場	○	○	—	—
外構付属物・ 自動販売機	○	○	—	—
広告物等	○	○	—	—
塀・垣・柵等	—	—	○	—
土地の形質等	—	—	—	○
擁壁・ のり面等	—	—	—	—
路外駐車場	—	—	—	○

3. 町家景観形成の現状

3.1 町家の定義

町家(町屋)とは、民家の一種で町人の住む店舗併設型住宅であり、通りに面して比較的均等に建ち並ぶ点に特徴がある^{文11)}。長崎市(図1)や金沢市が指定するものは、一般の建物と区別するため、建築基準法施行(昭和25年5月24日)以前に建設された伝統的工法による和風建築物を町家としている。また、アトリエワン^{文12)}による「町家の振る舞い5原則」によれば、①隣家と接する(接隣)、②細長い平面構成による奥行きのある空間(長屋)、③切妻平入形式、④道路に接して建つ(接道)、⑤間口を使い切る、の要素があれば、新築、建て替え、改修などによる建築物であっても、町家とみなすことができるとある。よって、本稿では、「町家の振る舞い5原則」の特徴もつ建物か格子や庇などの伝統的な要素を持つ建物であれば、町家として捉え、昭和25年以前からある町家だけでなく、現状の建物を加えて修景パターンを考える。

3.2 町家景観保全のため施策

(1) 長崎市の助成制度

長崎市では、景観計画やまちぶらプロジェクトを根拠に中島川・寺町周辺地区の整備を行っている。特に、町家等を活かしたまちなみづくり^{文13)}を進めるために、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家以外の建物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部の助成を行っている(表1)。助成の対象となる経費の助成率は、最高50%であり、助成限度額の最高は、町家等建築物(図1)の外観に関わる経費の400万円である。また、全11項目中7項目が50%である。

表1 中島川・寺町周辺地区のまちなみ助成制度

項目	助成対象経費	助成率	助成制度額(円)	
			格項目	全体
町家等	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	3分の1	100万	600万
	建築物等(門、塀及び柵を除く)の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	400万	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	50万	
	屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	50万	
	防火仕様の改善及び構造補強工事に係る経費並びにこれらに付随する内部修繕に係る経費	2分の1	200万	
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	3分の1	100万	
	備考:建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外。			
町家等以外の建築	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	3分の1	50万(50万)	200万(100万)
	建築物等(門、塀及び柵を除く)の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	200万(100万)	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	25万(25万)	
	屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	25万(25万)	
	門、塀及び柵の工事にかかる経費	3分の1	50万(25万)	

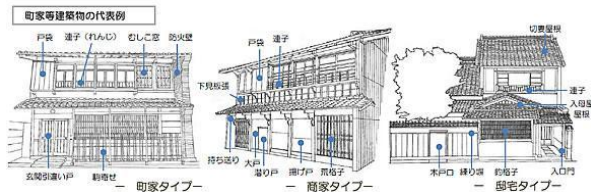


図1 町家等建築物の代表例(長崎市)

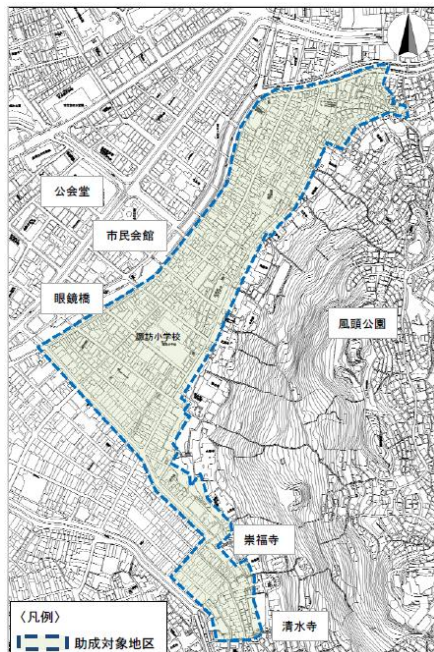


図2 中島川・寺町周辺地区のまちなみ助成対象地^{文13)}

(2) 金沢市の助成制度

金沢市では、景観計画や金澤町家再生活用事業を根拠に、伝統的な建築物である金澤町家を中心とした歴史的まちなみの保全に取り組んでいる。特に、金澤町家再生活用事業のまちなみ助成(表2)では、助成の対象となる経費は最高50%であり、助成限度額は、店舗等建築物の外観に関わる経費の250万円である。また、全9項目中7項目が50%であり、長崎市中島川・寺町周辺地区と項目数は同程度である。

表2 金沢市金澤町家再生活用事業

建築物種類	対象となる経費	補助率	限度額
店舗等以外	外部修復工事	50% (補助対象事業に要する経費の1/2以内)	150万円(但し、屋根の改修工事及び内部・内装改修工事はそれぞれ50万円)
	内部・内装改修工事		
店舗等	外部修復工事	50% (補助対象事業に要する経費の1/2以内)	250万円(但し、屋根の改修工事は50万円、内部改修工事・内装改修工事及び設備機器整備は合計して150万円)
	内部改修工事		
	内装改修工事		
	設備機器整備		
町家	耐震性能診断	その事業に要する費用の3/4以内	30万円
	防災構造補強設計	その事業に要する費用の2/3以内	20万円
	防災構造整備	50% (補助対象事業に要する経費の1/2以内)	250万円

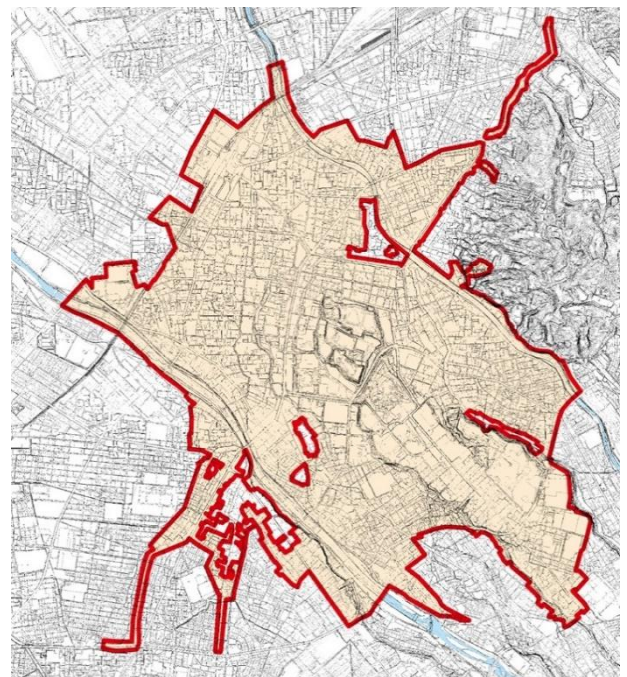


図3 金沢市中心部の金澤町家再生活用事業対象区域^{文10)}

4. 町家景観の実態と修景状況

4.1 長崎市の中島川・寺町周辺地区

(1) 地区の概要

中島川・寺町周辺地区は、江戸時代唯一の外国との窓口であった長崎のまちの中核をなしていた長崎の精神文化をまちなみとともに残す歴史ある伝統的地区である。中島川と石橋、山裾に集中する寺院、間には、舗の商店街、町家の街並みが残っている。この地区は、1580年の骨格がベースとなっており、長崎市内には今も約300軒余りの町屋が残っている。また、まちぶらプロジェクトの中で和のエリアとして位置づけられ、公共事業が率先して進められている(表3)。まちなみ助成制度も平成23年から「町家・まちなみの保存・活用」の一部として運用されている。全26事業のうち3つが完了し、未完了と継続的な事業もある。

表3 公共事業内容

浜町伊良林1号線(歩車道再整備)	H24~
浜町伊勢町線(寺町沿いの舗装)	H25~
連携軸の整備	H25~
回遊路の整備	H23~
まちなか拠点広場整備	H25~
まちなか拠点施設整備	H25~
魚の町公衆便所整備	H24~H25
諏訪小学校塀整備	H24
町家・まちなみの保存・活用	H23~
地区内の交通規制の見直し	H25~
商業振興の取り組み	H24~
寺の魅力発信	H23~
文化財保存整備	H23~
あじさいチャレンジ	H25~
麹屋町公園整備	H25
本古川公民館建替え	H26~
今昔・歳時記レシピ事業の実施によるまちなかの賑わい創出	H25~
トギヤ和華菓子製作	H25~
中部シトキ排水区雨水渠整備	H25~
中島川周辺活性化事業	H26~
長崎文化再生事業費補助金	H28~

(2) 町家の類型化

中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度対象地区の総物件数は1,084軒あり、そのうち長崎市が指定する107軒が町家であり、町家率は9.87%である。助成建物(助成制度により修景された建物)は35軒あり、助成改修率は3.2%である。また、自主建物(自主的に修景したと推測される建物)は72軒あり、自主改修率は

6.6%であった。

修景の分類をわかりやすくするため、伝統修景型(昔ながらの町家外観となるように綺麗に修景された建物)(photo1)、現代修景型(昔ながらの町家外観ではなく、新しい素材などを用いて和風に修景された建物)(photo2)、町家同調型(色彩や格子など、部分的に町家景観に合わせた建物)(photo3)の3つに分類を行った。また自主建物は、用途として「住宅のみ」と商店など1,2階がテナントとなっている「テナントあり」の2つに分類した。

図4より、伝統町家型は、全54軒のうち、33軒(61.1%)が助成建物であり、21軒(38.9%)が自主建物であった。また、助成建物で現代町家型、町家同調型は合わせて2軒しか見られなかった。自主建物の内訳は、町家同調型が29軒と最も高く、町家の雰囲気に合わせて軽度の修景が多い傾向にあるといえる。図5では、伝統町家型が「住宅のみ」よりも「テナントあり」の割合が高く、修景による集客を意識したためだと推測できる。また、「テナントあり」ではマンション等のビルの1,2階部分を修景した町家同調型が14軒と最も多く、簡単な修景が多いことが分かった。

次に、自主建物を色彩修景(主に外壁の色彩が茶・黒系で町家の雰囲気に合わせたもの)(photo4)、要素修景(色彩だけでなく庇や格子などを用いて町家の雰囲気に合わせたもの)(photo5)、全体修景(全体的に町家となるように建て替えや改修・新築したもの)(photo6)の3つに分類し、修景内容別に表した。また、低層、高層(4階以上)にも分け、建物の形状とも合わせて分類した。全体として、要素修景の割合が最も高く、高層建物では、要素修景が「住宅のみ」7軒(87.5%)と「テナントあり」13軒(100%)と3修景の中で最も多い結果となった(図6、図7)。

最後に、自主建物の修景による追加の主な外観要素として、ルーバー、格子、その他(庇・外壁など)の3つに分類した。全体として、ルーバーや格子の要素が多く、自主建物では、建物を和風に見せるために用いやすい要素であることがわかった(図8、図9)。



Photo1 伝統町家型



Photo2 現代町家型



Photo3 町家同調型



Photo4 色彩修景



Photo5 要素修景



Photo6 全体修景

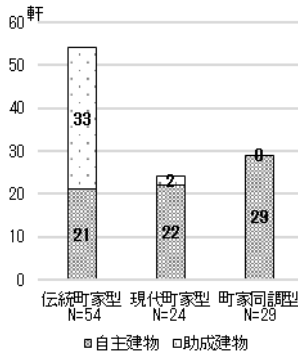


図4 修景タイプ

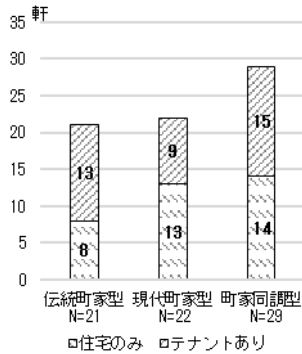


図5 自主建物用途別修景タイプ

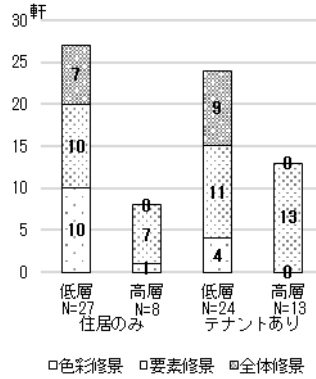


図6 自主建物の修景詳細

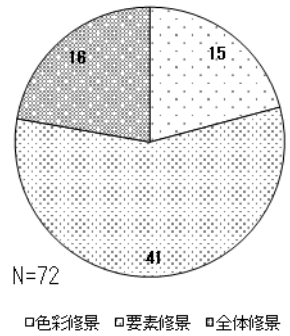


図7 自主建物の修景詳細

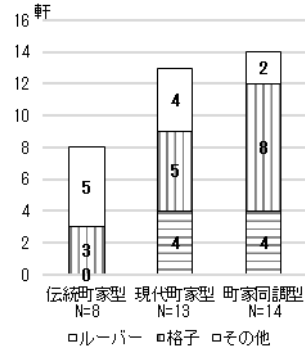


図8 「住宅のみ」の要素詳細

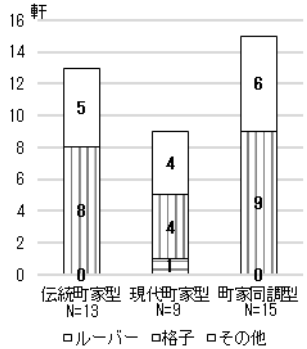


図9 「テナントあり」の要素詳細

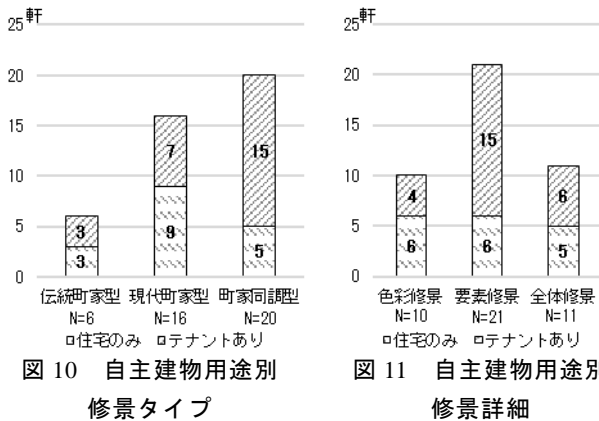
3.2 金沢駅前別院通り商店街周辺地区

(1) 地区の概要

金沢市景観計画の伝統的街並み区域であり、かつ、金沢市金澤町家再生活用事業の対象地区である。また、金沢市の再開発事業区域にも含まれ開発が進む中、金沢駅前商店街として庶民感覚にあふれたいろいろな店が並び、下町情緒も残された商店街である。

(2) 町家の類型化

調査した通りの総物件数は145軒であった。このうち金沢町屋再生活用事業を利用して修景した物件は2軒(1.4%)のみであった。これは、自主修景店舗の店主へのヒアリングによれば、助成による修景には制約や時間がかかり、助成額も十分な額ではないことが理由の一つだといえる。よって今回は自主建物のみを考察する。また、この地区には高層建物が数軒しかないため、建物の高さの考察は行わない。中島川・寺町周辺地区と同様に、修景タイプと修景詳細を分類すると、修景タイプは、町家同調型が20軒と最も多く、そのうち15軒が「テナントあり」であった。修景詳細は、要素修景が21軒と最も多く、そのうち15軒が「テナントあり」となった。中島川・寺町周辺地区と同様に集客を意識した「テナントあり」に多く修景が見られ、自主修景では、町家要素を取り入れた簡単な修景が多いことがわかった(図10, 図11)。



5. まとめ

まず、景観形成基準では、長崎市は、項目数や文面も少なく漠然とした景観規制であるのに対し、金沢市では、文面も各項目で細かい指定を明記していることがわかった。助成による修景は、中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度と金澤町家再生活用事業の助成率は同程度あり、助成を利用した改修率も2%前後と低く、助成による修景はあまり進んでいないことがわかる。また、現地調査から、自主修景では、町家同調型のような町家要素を取り入れた簡単な修景が最も多く、集客を意識した「テナントあり」に多く修景が見られることがわかった。また、中島川・寺町周辺地区では、取り入れられる町家要素として、格子やルーバーが多く、長崎市景観計画の文面に外壁や建具についての細かい記載がないことが要因だと考える。また、金沢駅前別院通り商店街地区でも同様の修景が見られた。

このように、伝統的なまちなみの創出と修景には、各自治体の景観コントロール(目的としての景観)が思うように進まない現状があるが、市民による自主修景活動も見られ、特にテナントが主体となって、まちの雰囲気をよくしようとしていることがわかった。しかし、市民による修景活動は、町家同調型や要素修景のような外観の部分的なものが多く、伝統的な町家景観の保全と再生には、市民の建物を十分に修景できる助成と制度を整えることが必要だと考える。もちろん、行政側が出せる予算や条例には限度があるため、自主修景を誘引するような、市民のまちづくりの手段としての景観のコントロール手法を考えなければならない。そのためには、外観を整えるなどの景観への配慮がまちなみの雰囲気創出に繋がり、まちの活気を高めるといった流れを市民の共通認識として地域に根付かせることが必要であり、それが「手段としての景観」まちづくりとなると考える。よって、行政の「目的としての景観」まちづくりが“これはまちの魅力向上のため

の手段”だと市民に理解され、受け入れられる景観まちづくりでなければ、修景活動は進まないと考える。

今後は、金沢市の助成率が高いこまちなみ保存区域や伝統的建造物群保存地区も調査し、さらに、歴史的な茶屋街や商店街の看板建築などの通りに面して建ち並ぶ建物についての調査ももとに、建物の連続性による景観を考察し、引き続き伝統的なまちなみの創出方法と修景指針を示していきたい。

謝辞：資料提供や助言を頂きました長崎市まちづくり部まちなみ事業推進室と金沢市歴史都市推進課、景観政策課には、深く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 街並み景観データベースを活用した歴史的町並み再生の方法論に関する研究―岡山県高梁市における景観構造の視覚化とまちなみ助成制度による修景効果の検証― 古市 修、小林正美、泉山 壘威、野口弘行、内山善明 日本建築学会計画系論文集 第77巻 第673号 pp.619-628 2012年3月
- 2) 景観とデザイン 内山久雄監修 佐々木葉著 オーム社 平成27年3月25日
- 3) 歴史まちづくりの手引き(案) 国土交通省 国土技術政策総合研究所 ISSN 1346-7328 国総研資料第723号 平成25年2月
- 4) 金沢市における独自条例による景観形成基準の内容と運用実態 川上光彦、後香織、小柳健、西野達也 日本建築学会計画系論文集 第77巻 第671号 pp.75-83 2012年12月
- 5) 修理・修景型の自治体自主制度による修景実態に関する研究-名古屋有松町並み保存地区における外観意匠の類型化と伝統的建造物との対応関係- 北山めぐみ、山本直彦、平尾和洋、増井正哉 日本建築学会計画系論文集 第79巻 第706号 pp.2689-2698 2014年12月
- 6) 景観コントロールの論理―都市計画の視点から 西村幸夫 日本不動産学会誌 第22巻第3号 2008.12 pp.34
- 7) 長崎市景観計画 長崎市 平成23年4月(平成29年2月変更)
- 8) まちぶらプロジェクト 長崎市まちづくり部まちなみ事業推進室 平成28年4月
- 9) 金沢市景観計画 金沢市 平成21年
- 10) 金澤町家再生事業 金沢市歴史都市推進課町家保全活用室 平成28年6月
- 11) 町屋と町並み 伊藤毅 山川出版社 2007年
- 12) アトリエワンと歩く 金沢、町家、新陳代謝謝 アトリエワン著 金沢21世紀美術館 2007年8月13日
- 13) 中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度 長崎市ホームページ 2018年6月26日更新 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/666000/p010178.html>

注1) 景観を良くしていくことを意識したさまざまな計画、事業、活動を「景観まちづくり」と総称する。文2のp150より

注2) 歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。

注3) ①では、景観計画区域(市全域)において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」と指定し、これらの区域の総称を「景観形成区域」としている。②では、金沢市の優れた眺望を後代の市民に継承するため、「眺望景観保全区域」を指定し、良好な眺望景観の保全に向けた景観誘導を進めている。また、金沢特有の景観の趣きを醸し出す景観資産を保存・保全するため、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」を指定し、適切な景観の規制・誘導を進めている。

注4) 金澤町家：金沢では町家、武士系住宅、近代和風住宅など、多種多様な歴史的建築を総称として「金澤町家」と呼んでいる。

注5) 長崎市は文7)のpp.19-25より、金沢市は文9)のpp.92-96より